

岐阜県高等学校文化連盟マーチングバンド・バトントワリング部会規約

第一章 総則

第1条（名称）本部会は岐阜県高等学校文化連盟マーチングバンド・バトントワリング部会とする

第2条（事務局）本部会の事務局を専門部長所在の学校に置く

第3条（組織）この部会は岐阜県に所在する高等学校の部活動を基盤に組織する

第4条（目的）この部会は岐阜県マーチングバンド・バトントワリングの育成指導に努め、その向上発展を行う。

第5条（事業）この部会は前条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1 岐阜県高等学校総合文化祭マーチングバンド・バトントワリング部会
- 2 技術講習会
- 3 その他目的の範囲に置いて適当を認めた事業

第6条（役員）この部会に次の役員を置く

部会長 1名（学校長）

専門部長 1名

評議員 1名

会計 1名

第7条（役員を選出）役員は以下の方法により選出する

- 1 部会長は校長会により推挙された校長が当たる
- 2 専門部長・評議員・会計は、総会で選出し、部会長が委嘱する

第8条（役員の任期）役員の任期は1年とし、再選を妨げない

第9条（総会）この部会は年1回総会を開催し、事業報告、会計報告、事業案と予算の審議を行う

第10条（部顧問会議）必要に応じて部会長が招集し、これを開催する

第11条（経費）この部会の経費は岐阜県高等学校文化連盟、参加費、その他の収入をもつてこれにあてる。

第12条（規約の改正）規約の改正は総会の決議による

第13条（規約の施行）本規約は平成23年5月12日から施行する